

## 当所職員への確定申告のご相談の事前予約制の導入について

例年2月から3月における確定申告期に多数の会員様から確定申告のご相談をいただいておりますが、当所相談会場の密集が懸念されることから、新型コロナの感染拡大防止のため、**職員による申告相談対応**につきまして、**事前予約制**を導入させていただきます。

### 【相談対応体制について】

①実施期間 2月16日（水）～3月11日（金）

②相談時間 1事業所につき1時間

【午前】 9時～10時、10時～11時、11時～12時

【午後】 13時～14時、14時～15時、15時～16時、16時～17時

※1時間を超える場合は、状況に応じて後日改めてのご相談とさせていただきます。

3密回避のため、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

※12時～13時は相談会場の換気と消毒を行いますので、来所はご遠慮ください。

### 【事前予約の申込方法】

当所中小企業相談所へ電話（TEL 82-1331）にてお申込みください。（申込先着順）  
お電話の際は、**会議所職員への確定申告相談の事前予約をしたい旨**をお申し出ください。  
※事前予約した相談日の変更やキャンセルは必ず当所までご連絡ください。

### 【相談時に必要になる書類等】

①所得税の相談に必要なもの

- ・令和3年分の決算書（※事業所得または不動産所得のある方のみ）
- ・令和2年分の決算書・確定申告書の控え、その他参考となる申告関係書類等
- ・給与や年金等の所得内容の明細が分かるもの（給与または公的年金の源泉徴収票等）
- ・適用を受ける所得控除証明書等（社会保険その他各種保険料、医療費、小規模企業共済等）

**【重要】**電子帳簿保存制度の適用を受けた方は、その旨を職員にお伝えください。

②消費税の相談に必要なもの

- ・令和元年分及び令和2年分の申告書・付表の控え、その他参考となる届出書類等
- ・令和3年分の課税売上高計算表、課税取引金額計算表等（※簡易課税の適用がない方のみ）
- ・令和3年分の売上の事業区分（1～6種）の課税売上高（※簡易課税の適用を受ける方のみ）

**【重要】**消費税の申告書作成のご相談の際は、必ず納税者様の責任で事前に適用税率ごとの課税取引金額のご集計をお願いします。課税売上高の集計及び税額計算の特例選択等を、当所職員が代理で行うことはできませんので、予めご了承ください。

③所得税または消費税の相談で共通して必要になるもの

- ・税務署から届いた令和3年分申告用の所得税または消費税の確定申告書用紙  
※過年度の申告書の提出方法によっては、申告用紙が税務署から届かない場合があります。  
その場合は、代わりに届く『確定申告のお知らせ（ハガキ）』をご持参ください。

### 【注意事項】

- ・相談日当日に発熱・せき等の体調不良がある方はご相談をお控えください。  
また、ご相談の際はマスク着用・消毒等の新型コロナ感染防止へのご協力をお願いします。
- ・事前予約がない方のご相談はお断りさせていただく場合があります。